



### 雪出しなどにより道路が狭くなる 市道路線(ワースト5)

各家庭や事業所の敷地内からの雪出しと思われる雪が原因で、道路が局部的に極端に狭くなり、苦情が多く寄せられている路線の上位5つの箇所は、次のとおりです。

- 開運町2・3丁目(開運5号通り)  
開運5号通りから北8条通りへの交差点
- 栄町3丁目(停車場線)  
開運9号通りと停車場線のY字交差点
- 花園町5丁目(広路)  
合同庁舎前、中央分離帯部
- 花園町3・4丁目(北4条通り)  
健康の駅から北方向への随所
- 野本町、千鳥町2丁目(西2条通り)  
道路両側にかけて雪出しがみられる

※上記の地域は、排雪回数が通常の路線より多く実施しなければならないケースもあり、市としても大変困惑しています。

道路の除雪した雪もありますが、雪山を見ると、これ以外にもかなりの雪が、どこからか出されている状況にあります。

この地域にお住まいで、自分できちんと雪を処理されている方には、大変ご迷惑とは思いますが、この度は、これらの地域がよりよく改善されることを願い掲載しましたので、皆さんのご理解をお願いします。

敷地内に積もった雪は、自分で処理するよう市民の皆さん

にお願いいたします。

地域によっては、所定の雪捨て場を決めて運んでいる方もおり、このような地域では、除雪作業も安全にスムーズに行われています。

特に、通学路では、子どもにも大変危ない状況となっております。

各家庭や事業所敷地内の雪を、除雪された道路に出す方がいて、道路が狭くなったり、わだちができて交通の支障の原因となっております。

道路への雪出しや除雪後の玄関先の残雪は、除雪作業をする上で、毎年の課題となっております。

### 危険な雪出し

道路への雪出しや除雪後の

玄関先の残雪は、除雪作業をする上で、毎年の課題となっております。

この事業は、冬の間、除雪の労力の確保が困難な高齢者

に対して、除雪を行うことで

市では高齢者福祉の向上を図ることを目的として、除雪サービス事業を実施して

### 除雪サービス

市では高齢者福祉の向上を図ることを目的として、除雪サービス事業を実施して

また、除雪作業は、バス路線や通学路、安全に通行できる道路の確保を最優先に、限られた時間で処理しなければ

ならないので、玄関先や車庫前に置かれた雪は各家庭で除雪をお願いします。

除雪サービス事業についてのお問い合わせは、はーとふる介護支援課高齢者支援係  
(☎49・2558)まで、お問い合わせください。

平成20年度は、118世帯がこの事業を受けられています。

日常生活の維持、火災や家屋の損壊などの事故を防止することを目的としたものです。

利用対象者の条件は、原則として満65歳以上の方が対象ですが、この事業は無料で受けられるのではなく、市民税の課税状況により、月額利用料金500円〜2,500円を負担していただくことになります。

また、市街地の主要な道路で、見通しが悪い交差点など事故が予測される箇所については、必要に応じて交差点排雪も実施しています。

排雪作業は、計画的に路線を決定し実施していますが、大雪などにより計画が変更するなど、予定通り行うことができない場合があります。

このような体制により、除・排雪に取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解をお願いします。

なお、排雪作業の予定については、「FMもえる」による情報提供及び留明市の都市整備課ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

# 市民と協働による 除・排雪体制の推進について

今年もいよいよ本格的な冬の季節となりました。

市では、除雪対策室を設置し、冬の道路交通の安全確保に努めています。

除・排雪は市民の皆さんの協力なしでは、効率的に作業を行うことができません。

また、道路への雪出しは、除・排雪作業の支障及び交通渋滞など

交通安全上の障害にもなりかねません。

冬の除・排雪について、一緒に考えてみてください。



### 除・排雪のしくみ

冬の間も、市民の皆さんが安全で快適な生活を送ることができるよう、街づくりの実現に向け、より効果的、効率的な除・排雪に取り組んでいます。

現在、市道除雪を全て民間業者に委託しており、市街地地区を3ブロック、郊外地区を2ブロックに分けて実施しています。

除雪車が出動する基準については、

①降雪量がおおむね10cm程度になったとき

②強風により路面に吹きだまりができたとき

③車両によるわだちや大雪・降雨、暖気などの異常気象により著しく路面状況が悪くなったとき

となっております。

除雪作業をする時間帯は、

通勤・通学の支障とならないよう、午前7時30分まで終わるように心がけています。

除雪車による作業は、4時間ほどかかるため、各委託業者は、事前にパトロールなどを午前2〜3時頃までに実施し、その日の出動を判断しています。

また、市道排雪は、民間業者が行う委託排雪と市で行う直営排雪で実施しています。



交通量の多いバス路線など比較的交通量の多い補助幹線や生活道路では、パトロールなどにより状況を確認しながら、年1〜2回程度行っています。

次に、市道排雪は、民間業者が行う委託排雪と市で行う直営排雪で実施しています。

交通量の多いバス路線などの主要幹線では年3回程度、比較的交通量の多い補助幹線や生活道路では、パトロールなどにより状況を確認しながら、年1〜2回程度行っています。

また、市街地の主要な道路で、見通しが悪い交差点など事故が予測される箇所については、必要に応じて交差点排雪も実施しています。

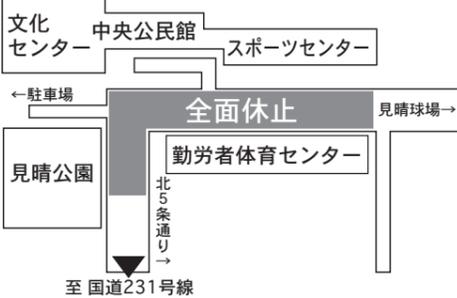
排雪作業は、計画的に路線を決定し実施していますが、大雪などにより計画が変更するなど、予定通り行うことができない場合があります。

このような体制により、除・排雪に取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解をお願いします。

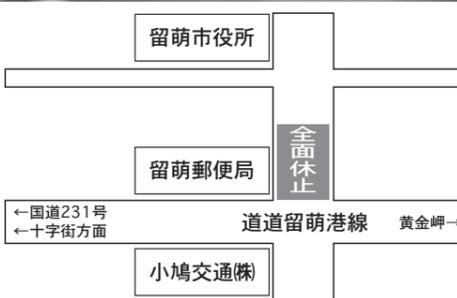


## ロードヒーティングを 休止する2路線

### ●市道北5条通り(文化センター前)



### ●市道留萌通り(留萌郵便局横)



**ロードヒーティングの一部休止**

現在、ロードヒーティングを設置している7つの市道のうち、今年度から北5条通り(文化センター前)と留萌通り(留萌郵便局横)の2路線を全面休止し、今後、融雪剤散布などにより、冬道の安全確保に努めていきます。

ロードヒーティングは、勾配の急な坂道、交通量などを考慮し設置していますが、設備の老朽化、燃料費の高騰に加え、財政健全化計画に基づいて、この2路線の全面休止や、他のロードヒーティング

**坂道などの安全確保**

留萌市は坂道が多く、特に冬の運転操作は慎重にしなければなりません。

冬の間の坂道路線や危険箇所になっている交差点の道路環境を向上させ、スリップ事故防止を目的として融雪剤などの散布を実施しています。

早朝に作業することを原則とし、また、気象状況によりパトロールなどを行い、路面状況を確認しながら判断し、

設置箇所の稼働率を縮小することに、皆さんのご理解をお願いします。

同時散布することもありますが、気温が低下し、路面凍結の恐れがある夕方の帰宅時間帯に散布することも多く、皆さんにはご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。



市民と協働による除・排雪体制の推進には、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

よりよい除・排雪体制の実現に向けて、これからもよろしく申し上げます。

除・排雪に関するご質問、ご意見は  
**市・産業建設部都市整備課内  
(除雪対策室)**

☎42・2010 (担当 土木第2係まで)

## やめよう！路上駐車

路上駐車は道路に1台でも放置されていると、その箇所の除・排雪ができなくなり、交通事故や交通渋滞の原因にもなります。

また、歩道の除雪を行っている通学路でも、歩道にはみ出して駐車しているケースもあり、除雪作業の妨げになっているばかりではなく、子どもが車道を歩かなければならない危険な箇所も見られます。

このような路上駐車車両に対しては、警告書を車両に貼りつけることにしています。



それでも、改善されない場合は、警察に協力を要請し、厳しい対応をしていきます。

このようなことのないよう、路上駐車は絶対にやめてください。

## ダンンプ制無度料

排雪は、主要道路・補助幹線・生活道路と繁忙期にはフルに排雪作業を行っていて、特に狭い生活道路の排雪までは、なかなか手がまわりません。

そこで、市では平成11年度から主に町内会を対象として町内会地域内の市道・私道(生活道路)の排雪を町内会が主体的に実施するときに、ダンンプを無料で貸出しています。

排雪に使用するシヨベルなどは、町内会で手配し、その使用料は町内会が負担することになります。

シヨベルの使用料の目安は、1時間13,000円程度で、排雪する道路の幅や延長によつて多少異なりますが、一般的な作業時間3〜4時間で39,000〜52,000円程度の負担となります。

この制度を利用するために、町内会費として除雪費を集めている町内会もあり、平成11年度から20年度までのダンンプ利用件数は、合わせて99件となつていきます。



## 市民雪捨場の利用ご案内

市民の皆さんと除雪協働体制づくりを推進するため「市民雪捨場」を設置しています。お気軽にご利用ください。

- 場 所  
大和田八線左の沢
- 利用時間  
平日 午前6時00分から午後6時30分まで  
土日 午前6時00分から午後7時00分まで  
※正午から午後1時までは閉鎖していますのでご注意ください。



- 年末・年始のご利用案内  
・12月31日…午前5時～正午  
・元 日…お休みです  
・1月2,3日…午前6時～正午  
・1月4日より平常通り開放

**貸出し機無度料**

この制度も、町内会などを対象に移動式融雪機を貸出しています。

燃料費は、町内会などの負担となりますが、ぜひご利用ください。